

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月13日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成24年3月1日 至平成24年5月31日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日
売上高(百万円)	76,474	103,180	348,198
経常利益(百万円)	2,799	3,642	12,080
四半期(当期)純利益(百万円)	901	1,866	13,303
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	806	1,768	13,196
純資産額(百万円)	67,110	94,103	93,320
総資産額(百万円)	120,973	157,244	156,787
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	21.89	36.06	296.61
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	55.5	59.8	59.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,227	5,763	12,024
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,241	386	4,309
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,210	2,313	8,250
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	10,787	19,160	16,096

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第51期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2【経営上の重要な契約等】

(株式会社ジョイスとの株式交換契約締結について)

当社は、平成24年4月16日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ジョイス(以下、「ジョイス」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で当社との間で株式交換契約書を締結いたしました。なお、本株式交換は平成24年5月29日に開催されたジョイスの定時株主総会において、承認可決されております。

その主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 本株式交換の目的

当社グループは、平成14年11月の発足以来、地域のライフライン企業として価値ある商品・サービスを低価格で提供し豊かな暮らしに貢献すべく、北海道内において食品スーパーマーケットを中心に事業を展開してまいりました。また、グループ運営の基本方針として「ハケ岳連峰経営」を掲げ、地域を代表する様々な企業の集合体として、子会社各社に適切な範囲で権限を委譲しつつ、共通の理念の下グループの一体運営を図りながら、グループ全体の事業価値の向上に取り組んでまいりました。

平成23年10月21日には、北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである株式会社ユニバース(以下「ユニバース」といいます。)との経営統合を果たし、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を目指すに至りました。

一方、ジョイスは、昭和26年1月に株式会社一戸商店として設立して以来、岩手県を中心に地域密着型の食品スーパーマーケットを営業しており、近年は多様化するお客様のライフスタイルに対応する「食の提案型スーパーマーケット」モデルの拡大を進め、現在では岩手県のほか、秋田県、青森県に36店舗を展開しております。しかしながら、北東北においては、人口の減少、少子高齢化、店舗間競争が今後一層厳しくなることが予想されており、かかる経営環境において、ジョイスは、当社が掲げる「ハケ岳連峰経営」に共鳴し、更なる成長と企業価値の向上を目指しながら経営の効率化を進め、競争力を強化するため、当社と経営統合すること(以下「本経営統合」といいます。)が適切であると判断するに至りました。

今後は、当社グループのスケールメリットを活かした経営の効率化及び投資費用の節減等を見込んでおり、また、「食の提案型スーパーマーケット」モデルを成長戦略の柱とし、少子高齢化に対応した店舗づくりを推し進め、グループの総合力を活かした店舗網の適正化や、新規出店開発力の強化など、効果的な店舗戦略に取り組む方針です。さらに、本経営統合は、優秀な人材の採用及び教育訓練制度の充実に資するものと判断しております。

本経営統合は、当社及びジョイスが、対等の精神に基づき相互の事業資産と事業ノウハウを融合し、当社グループの理念及び運営の基本方針を共有することにより、流通企業グループとしてのプラットフォームの更なる強化と拡大を目指すものであります。

今後、ジョイスは当社グループの一員として、ユニバースと共にお互いが独自性を発揮しながら連携して北東北以南の事業展開を進め、当社グループ全体の規模拡大と価値向上を積極的に推し進めてまいります。

#### (2) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

##### 本株式交換の方法

平成24年4月16日に締結した株式交換契約に基づき、平成24年9月1日を本株式交換の効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ジョイスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換について、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会における承認を受けず、また、ジョイスについては平成24年5月29日開催の定時株主総会において承認されております。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社	ジョイス
株式交換に係る割当ての内容	1	0.293
株式交換により交付する株式数	普通株式：3,253,421株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

ジョイスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.293株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社がジョイスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるジョイスの株主の皆様（当社を除きます。）に対し、ジョイスの普通株式に代わり、その有するジョイスの普通株式の数の合計に0.293を乗じて得た数の当社普通株式を交付する予定です。また、本株式交換により交付する株式すべてについて、新たに普通株式を発行することにより対応する予定であります。

なお、ジョイスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までには保有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってジョイスが取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

また、本株式交換により交付する株式数は、平成24年2月29日現在におけるジョイスの発行済普通株式の総数（11,105,200株）及びジョイスが有する自己株式数（1,371株）に基づいて算定した普通株式数であり、ジョイスによる自己株式の取得・消却等の理由により変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるジョイスの株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領することになりますが、東京証券取引所及び札幌証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

a. 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

b. 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるジョイスの現株主の皆様に対しましては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注5) ジョイスによる中間配当

ジョイスは、平成24年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたジョイスの普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者の皆様に対して、中間配当として1株当たり6円（ジョイスが平成24年4月10日付で公表した平成24年2月期決算短信に記載の平成25年2月期（予想）年間配当金の2分の1に相当する金額）の剰余金の配当を実施する予定です。

その他株式交換契約の内容

当社がジョイスとの間で、平成24年4月16日に締結した株式交換契約の内容は下記のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アークス（以下「アークス」という。）及び株式会社ジョイス（以下「ジョイス」という。）は、平成24年4月16日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換の目的）

本株式交換（第2条で定義される。）は、アークス及びジョイスが、対等の精神に基づき、人材、商品、店舗、情報システム、人事制度及びカードシステム等相互の事業資産と事業ノウハウを融合し、信用力及び競争力を向上させることにより、流通企業グループのプラットフォームを形成し、もって株主及び従業員等の利益の最大化を図ることを目的とする。

#### 第2条（本株式交換）

本契約の規定に従い、ジョイスは、アークスをジョイスの株式交換完全親会社、ジョイスをアークスの株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、アークスは、本株式交換により、ジョイスの発行済株式（アークスが有するジョイスの株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第3条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

アークス及びジョイスの商号及び住所は、以下のとおりである。

##### (1) アークス（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アークス

住所：札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

##### (2) ジョイス（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ジョイス

住所：岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

#### 第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. アークスは、本株式交換に際して、本株式交換によりアークスがジョイスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるジョイスの株主（但し、アークスを除く。以下「対象株主」という。）に対し、ジョイスの普通株式に代わり、その有するジョイスの普通株式の数の合計に0.293を乗じて得た数のアークスの普通株式を交付する。
2. アークスは、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有するジョイスの普通株式1株につき、アークスの普通株式0.293株の割合をもって割り当てる。

#### 第5条（アークスの資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加すべきアークスの資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、アークスが別途定める額

(3) 利益準備金の額 0円

#### 第6条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成24年9月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、アークス及びジョイスは協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認）

1. アークスは、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に際して、本契約について会社法第795条第1項に基づく株主総会による承認を受けない。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約に関してアークスの株主総会による承認を受けることが必要となった場合には、アークスは、本効力発生日の前日までの日を開催日とする株主総会（以下「アークス株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. ジョイスは、平成24年5月29日に開催予定の定時株主総会（以下「ジョイス定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、アークス及びジョイスは協議し合意の上、ジョイス定時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

アークス及びジョイスは、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。また、アークス及びジョイスは、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条（剰余金の配当の限度額等）

1. アークスは、(i)平成24年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録されたアークスの普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり19円を限度として、剰余金の配当を行うことができ、また、(ii)平成24年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたアークスの普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり19円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. ジョイスは、(i)平成24年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録されたジョイスの普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり12円を限度として、剰余金の配当を行うことができ、また、(ii)平成24年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたジョイスの普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり6円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. アークス及びジョイスは、前各項に定めるものを除き、本締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第10条（自己株式の消却）

ジョイスは、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってジョイスが取得する自己株式を含む。）を消却する。

#### 第11条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、アークス又はジョイスの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、アークス及びジョイスは、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)ジョイス定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)アークスにおいて、会社法第796条第4項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、アークス株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合、又は(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

#### 第13条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所及び札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（誠実協議）

アークス及びジョイスは、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合には、誠実に協議し、その解決に努める。

以上を証するため、アークス及びジョイスは、本契約の正本2通を作成し、それぞれ各1通を保有する。

平成24年4月16日

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号  
株式会社アークス  
代表取締役社長 横山 清

岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号  
株式会社ジョイス  
代表取締役兼社長執行役員 小苺米 秀樹

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)を、ジョイスはGCAサヴィアン株式会社(以下「GCAサヴィアン」といいます。)を、本株式交換の株式交換比率に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

KPMG FASは、当社が東京証券取引所市場第一部及び札幌証券取引所に、ジョイスが、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。加えて、当社及びジョイスの将来の事業活動の状況を価値に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。なお、KPMG FASがDCF法による算定において前提とした当社及びジョイスの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

市場株価平均法については、算定基準日(平成24年4月11日)の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値に基づき算定を行いました。

KPMG FASが各評価手法に基づき算出した交換比率(ジョイスの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当株数)は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.200～0.269
DCF法	0.227～0.313

KPMG FASは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務も含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMG FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

GCAサヴィアンは、当社の普通株式が東京証券取引所及び札幌証券取引所に、ジョイスの普通株式がJASDAQに上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法(平成24年4月12日を基準日として、基準日の終値及び基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間の各期間の両社の株価の終値平均値を算定の基礎として採用)を採用して算定を行いました。

また、市場株価平均法に加え多角的に分析することが適切と考え、比較可能な上場会社が複数あることから類似会社比較法及び将来の事業活動を反映できるDCF法を採用して算定を行いました。DCF法に基づく算定に際して、GCAサヴィアンが使用した両社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.22～0.26
類似会社比較法	0.29～0.40
DCF法	0.28～0.42

GCAサヴィアンは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。GCAサヴィアンは、両社とその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務も含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。GCAサヴィアンの株式交換比率の算定は、平成24年4月12日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びジョイスの財務予測については、当社及びジョイスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。GCAサヴィアンが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。また、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

#### 算定の経緯

当社とジョイスは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ平成24年4月16日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率は双方の株主の皆様にとっても妥当なものであると判断し、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、当社またはジョイスの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本経営統合の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本経営統合の目的の達成が困難となった場合には、当社及びジョイスは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

#### 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるKPMG FAS及びジョイスの第三者算定機関であるGCAサヴィアンは、いずれも当社及びジョイスから独立した算定機関であり、当社及びジョイスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (4) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アークス
本店の所在地	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
代表者の氏名	代表取締役会長 三浦 紘一 代表取締役副会長 福原 朋治 代表取締役社長 横山 清
資本金の額	20,000百万円（平成24年5月31日現在）
純資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。 （単体）現時点では確定しておりません。
総資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。 （単体）現時点では確定しておりません。
事業の内容	スーパーマーケット事業等を行う国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理する純粋持株会社

#### (連結子会社間の合併)

当社の連結子会社である株式会社ふじ（以下、「ふじ」といいます。）と株式会社道北ラルズ（以下、「道北ラルズ」といいます。）は、平成24年5月1日に開催された当社の取締役会決議に基づき、平成24年7月17日を効力発生日として両社が合併することに合意の上、「合併契約書」を締結し、存続会社の商号を変更することを決議いたしました。

なお、平成24年6月15日に開催された当社の取締役会決議により、合併効力発生日を平成24年7月1日に変更しております。

#### (1) 合併の目的

当社の連結子会社であるふじは昭和40年に設立し、平成16年10月に当社の完全子会社となりました。お客さまの健康で豊かな生活文化の向上に貢献すべく、旭川市を拠点に当麻町、美瑛町、上富良野町及び北空知地区に食品スーパーマーケットを24店舗営業しております。一方、道北ラルズは、株式会社ラルズ（現、株式会社アークス）が平成9年11月に株式会社三島の関連企業である有限会社サンフーズに資本参加して100%子会社とし、商号を道北ラルズに変更しました。その後、道北ラルズは、株式会社三島より旭川市等の8店舗を譲り受けて営業を開始し、現在は、旭川市を拠点として、価値ある商品・サービスを低価格で提供し豊かな暮らしに貢献すべく、富良野市、芦別市、北空知地区及び上川地区北部に食品スーパーマーケットを12店舗営業しております。

この度の本合併は、グループ運営の基本方針である「ハケ岳連峰経営」及び地域のライフラインとしての役割の強化と、道北地区における経営資源の有効活用および効率化を図ることを目的としています。



(2) 合併の要旨

合併の日程

当社の合併方針決議取締役会	平成24年5月1日
合併契約締結	平成24年5月1日
子会社の合併承認株主総会	
株式会社 ふじ	平成24年5月17日
株式会社 道北ラルズ	平成24年5月17日
合併効力発生日	平成24年7月1日

合併の方法及び合併後の会社の名称

ふじを存続会社とし、道北ラルズを消滅会社とする吸収合併方式で、ふじは平成24年5月17日開催の合併承認株主総会において決議された定款変更をもって、合併後に商号を株式会社道北アークスに変更しました。

合併に係る割当ての内容

本合併は当社の100%連結子会社同士の吸収合併であるため、合併に際して新株式の発行その他の一切の対価の交付を行いません。

合併当事会社の概要（平成24年2月29日現在）

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
商号	株式会社ふじ	株式会社道北ラルズ
事業内容	食品スーパーマーケット	食品スーパーマーケット
設立年月日	昭和40年5月22日	平成2年7月27日
本店所在地	北海道旭川市流通団地一条一丁目33番地の1	北海道旭川市東光十条七丁目1番33号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 六車 亮	代表取締役社長 守屋 澄夫
資本金	781百万円	350百万円
売上高	30,928百万円	17,407百万円
総資産	10,375百万円	3,046百万円
純資産	6,053百万円	1,396百万円
決算期	2月末日	2月末日
大株主及び持株比率	株式会社アークス 100%	株式会社アークス 100%

吸収合併存続会社となる会社の概要

商号	株式会社ふじ
本社所在地	北海道旭川市流通団地一条一丁目33番地の1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 六車 亮
資本金	781百万円
事業内容	食品スーパーマーケット

(注) 存続会社の株主総会決議による定款変更をもって、平成24年7月1日に商号を株式会社ふじから株式会社道北アークスに変更しました。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災の発生から1年が経過し、復旧・復興に向けた取り組みにより、国内景気は緩やかに回復傾向に向かっているという見方があるものの、欧州金融危機に端を発した世界的な景気後退懸念と通貨不安による円高の長期化などもあり、依然として不透明な状況が続いてまいりました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、引き続き厳しい雇用環境や消費税増税に対する懸念などもあり、消費者の生活防衛意識や節約志向が一段と強まっております。また、競合各社によるディスカウント業態への転換や業界の垣根を越えた競争も激化しており、経営環境は引き続き厳しい状況で推移してまいりました。

このような状況のなか、当社は、平成24年4月16日に公表いたしましたとおり、岩手県を中心に地域密着型の食品スーパーマーケットを展開している(株)ジョイス（本社：岩手県盛岡市、食品スーパーマーケット36店舗）を、平成24年9月1日を効力発生日として完全子会社化することといたしました。本経営統合の目的は、両社が持つ経営資源や経営ノウハウの共有に加え、グループのスケールメリットを活かした経営の効率化、投資費用の節減、店舗開発力の強化等、グループシナジーの特大化を目指すものであります。今後は広く東日本を視野に入れた流通グループの形成を進め、アークスグループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

その他の当社グループ全体の取り組みといたしましては、道北地区における地域ライフラインとしての役割強化と経営資源の有効活用を図ることを目的として、平成24年5月1日に、(株)ふじと(株)道北ラルズを合併した上で、(株)ふじを存続会社とし、(株)道北アークスへと商号変更することを発表し、平成24年7月1日に実施いたしました。

また、アークスグループの企業規模拡大に伴い、これまで以上にグループガバナンスの充実及び持株会社としての機能強化が求められていることから、現アークス・ラルズ本社の隣接地にアークス事務棟を建設中であります。9月上旬のアークス事務棟完成後は、新組織体制を確立し、持株会社、事業子会社それぞれの組織強化によるグループ全体の競争力向上を目指してまいります。更に、発注、仕入、在庫、販売実績などを統括管理する「アークス次世代システム」を事業子会社に順次導入しており、店舗においては、電子オーダーブックや自動発注システムを活用して作業の効率化を図っております。

営業面におきましては、平成23年11月9日に完全子会社化した(株)篠原商店にアークスRARAカードを導入すると共に、ポイント連携企業の拡充を進めており、それらの結果、アークスRARAカードの会員数は当四半期末現在で168万人（前年同期末比8万人増加）となりました。

店舗展開につきましては、経営効率を高めるために「フクハラとん田西町店」（運営会社 (株)道東ラルズ）を閉店し、当第1四半期連結会計期間末日現在の当社グループの総店舗数は252店舗となりました。

以上の取り組み並びに前期の第3四半期に完全子会社となった(株)ユニバース及び(株)篠原商店の業績貢献などにより、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,031億80百万円（対前年同期比34.9%増）、営業利益34億9百万円（対前年同期比29.3%増）、経常利益36億42百万円（対前年同期比30.1%増）、四半期純利益18億66百万円（対前年同期比107.1%増）となりました。四半期純利益につきましては、前年に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額5億69百万円を計上したため、大幅な増益となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間の業績から(株)ユニバースと(株)篠原商店の業績を除いた対前年同期比は、売上高1.3%減、営業利益20.6%減、経常利益17.9%減、四半期純利益23.5%増となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して30億63百万円増加し191億60百万円（対前年同期末比では83億72百万円の増加）となりました。当第1四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益36億39百万円、減価償却費10億80百万円、及び賞与引当金の増加額10億48百万円に対して、連結子会社(株)ユニバースの会計期間変更等により仕入債務の増加が2億97百万円と少額にとどまったことなどにより、57億63百万円の収入（対前年同期比では4億63百万円の収入の減少）となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店や店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出3億11百万円、預り保証金の返還による支出2億78百万円、及び差入保証金の回収による収入3億30百万円などにより、3億86百万円の支出（対前年同期比では8億55百万円の支出の減少）となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額4億60百万円、長期借入金の返済による支出8億36百万円、及び配当金の支払額9億54百万円などにより、23億13百万円の支出（対前年同期比では1億3百万円の支出の増加）となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

### 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、一部を変更し継続することが承認されております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

#### a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主評価期間をあわせた期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成26年5月31日までに開催予定の当社第53期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	52,338,040	52,338,040	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	52,338,040	52,338,040	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年3月1日～ 平成24年5月31日	-	52,338,040	-	20,000	-	24,390

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 558,800 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,567,900	515,679	-
単元未満株式	普通株式 207,540	-	-
発行済株式総数	52,338,040	-	-
総株主の議決権	-	515,679	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義のうち名義書換失念株式5,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式における名義書換失念株式に係る議決権の数53個が含まれております。
2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	558,800	-	558,800	1.07
(相互保有株式) (株)北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	562,600	-	562,600	1.07

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	17,114	20,201
受取手形及び売掛金	1,926	2,195
たな卸資産	11,012	11,171
その他	6,991	5,299
貸倒引当金	9	9
流動資産合計	37,035	38,858
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	35,369	34,655
土地	55,656	55,656
その他(純額)	3,719	3,636
有形固定資産合計	94,746	93,948
無形固定資産		
のれん	1,497	1,349
その他	1,110	1,071
無形固定資産合計	2,607	2,420
投資その他の資産		
投資有価証券	2,564	2,406
敷金及び保証金	14,565	14,328
その他	5,639	5,652
貸倒引当金	371	371
投資その他の資産合計	22,397	22,016
固定資産合計	119,751	118,386
資産合計	156,787	157,244



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	24,749	25,046
短期借入金	6,805	5,930
未払法人税等	3,144	1,846
賞与引当金	2,080	3,128
ポイント引当金	467	555
その他	7,635	8,790
流動負債合計	44,883	45,298
固定負債		
長期借入金	6,461	6,040
退職給付引当金	2,234	2,217
長期預り保証金	6,325	6,099
資産除去債務	1,472	1,479
その他	2,090	2,006
固定負債合計	18,583	17,842
負債合計	63,467	63,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	14,756	14,686
利益剰余金	59,238	60,191
自己株式	632	634
株主資本合計	93,362	94,244
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42	140
その他の包括利益累計額合計	42	140
純資産合計	93,320	94,103
負債純資産合計	156,787	157,244

## ( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

## 【 四半期連結損益計算書 】

## 【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 5月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3月 1日 至 平成24年 5月31日)
売上高	76,474	103,180
売上原価	58,738	78,958
売上総利益	17,735	24,221
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	936	1,203
店舗賃借料	1,238	1,569
ポイント引当金繰入額	889	1,169
給料及び手当	5,663	7,799
賞与引当金繰入額	712	1,070
水道光熱費	1,116	1,609
租税公課	363	423
減価償却費	694	1,080
その他	3,484	4,885
販売費及び一般管理費合計	15,098	20,812
営業利益	2,637	3,409
営業外収益		
受取利息	16	22
受取配当金	0	1
業務受託料	105	104
その他	99	170
営業外収益合計	222	298
営業外費用		
支払利息	40	35
その他	19	30
営業外費用合計	60	65
経常利益	2,799	3,642
特別利益		
受取補償金	-	24
固定資産売却益	6	-
賃貸借契約違約金受入	3	-
その他	7	-
特別利益合計	16	24
特別損失		
固定資産除売却損	114	15
貸倒引当金繰入額	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	569	-
災害義捐金	115	-
店舗閉鎖損失	-	7
その他	0	4
特別損失合計	800	26
税金等調整前四半期純利益	2,016	3,639
法人税等	1,114	1,773
少数株主損益調整前四半期純利益	901	1,866
四半期純利益	901	1,866

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	901	1,866
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	94	98
その他の包括利益合計	94	98
四半期包括利益	806	1,768
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	806	1,768
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,016	3,639
減価償却費	694	1,080
のれん償却額	134	148
受取利息及び受取配当金	17	23
支払利息	40	35
賞与引当金の増減額(は減少)	712	1,048
ポイント引当金の増減額(は減少)	65	88
売上債権の増減額(は増加)	85	268
たな卸資産の増減額(は増加)	261	159
仕入債務の増減額(は減少)	2,536	297
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	569	-
その他	2,423	3,171
小計	8,827	9,056
利息及び配当金の受取額	17	23
利息の支払額	44	29
法人税等の支払額	2,573	3,287
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,227	5,763
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	879	311
差入保証金の差入による支出	15	65
差入保証金の回収による収入	286	330
預り保証金の返還による支出	189	278
預り保証金の受入による収入	124	31
その他	568	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,241	386
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	650	460
長期借入金の返済による支出	676	836
配当金の支払額	849	954
その他	34	62
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,210	2,313
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,774	3,063
現金及び現金同等物の期首残高	8,013	16,096
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,787	19,160

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用)	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(株式会社ジョイスとの株式交換契約締結について)	当社と㈱ジョイス(以下「ジョイス」という。)は平成24年4月16日に、平成24年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、ジョイスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。 本株式交換契約は、平成24年5月29日開催のジョイスの定時株主総会において承認可決されました。株式交換契約の詳細については、「第2 事業の状況 2 経営上の重要な契約等」に記載しております。
(連結子会社間の合併について)	当社の連結子会社である㈱ふじと㈱道北ラルズは、平成24年5月1日に開催された当社の取締役会決議に基づき、両社が合併することに合意の上、合併契約を締結しました。 合併契約の詳細については、「第2 事業の状況 2 経営上の重要な契約等」に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
受取補償金		店舗の敷地の一部について、北海道を区分地上権者とする区分地上権設定契約による補償金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
	(百万円)	(百万円)
現金及び預金	10,873	20,201
預入期間が3か月を超える定期預金	85	1,044
その他	-	2
現金及び現金同等物	10,787	19,160

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	864	21	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月29日 定時株主総会	普通株式	983	19	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	76,201	273	76,474
セグメント間の内部売上高又は振替高	192	411	604
計	76,393	685	77,078
セグメント利益	3,092	41	3,133

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,092
「その他」の区分の利益	41
のれんの償却額	134
全社費用等(注)	199
四半期連結損益計算書の経常利益	2,799

(注)全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	102,865	314	103,180
セグメント間の内部売上高又は振替高	189	399	588
計	103,054	713	103,768
セグメント利益	3,917	70	3,988

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,917
「その他」の区分の利益	70
のれんの償却額	148
全社費用等（注）	197
四半期連結損益計算書の経常利益	3,642

（注）全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	21円89銭	36円06銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	901	1,866
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	901	1,866
普通株式の期中平均株式数(株)	41,183,996	51,777,175

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月13日

株式会社アークス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 一雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂野 健弥 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。